

使用開始日 **2023.9.27.****投資信託説明書  
(交付目論見書)****りそな日本中小型株式ファンド**

愛称:ニホンノミライ

追加型投信/国内/株式



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、右記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

●ファンドの販売会社、基準価額等については、右記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行います。]

**りそなアセットマネジメント** 株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第2858号

設立年月日 2015年8月3日

資本金 10億円(2023年6月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 1兆5,349億円  
(2023年6月末現在)

照会先: りそなアセットマネジメント株式会社

お問い合わせ: **0120-223351**

(営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ: <https://www.resona-am.co.jp/>

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行います。]

株式会社SMBC信託銀行

**ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。**

この目論見書により行う「りそな日本中小型株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年9月26日に関東財務局長に提出しており、2023年9月27日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

#### 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	国内	株式

#### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))	年1回	日本	ファミリーファンド

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の積極的な成長を図ることを目指して運用を行います。

## ファンドの特色

**1** RM国内株式アクティブ中小型マザーファンドを通じて、国内の金融商品取引所に上場されている\*中小型株式への投資を行います。

\* 上場予定を含みます。

**2** 社会の構造変化に伴い生じる「社会的な課題」の解決にビジネスの観点から取り組み、持続的かつ安定的に成長することが期待できる銘柄を厳選して投資を行います。

- 当ファンドはSDGsを投資銘柄選定の主要な要素としています。SDGsを主要な要素として選定した投資銘柄の組入比率は合計100%とすることを目標としています。

※ 2023年6月30日現在、SDGsを主要な要素として選定した投資銘柄の組入比率は、以下の通りです。

	組入比率
SDGsを主要な要素として選定した投資銘柄	95.8%

・上記組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

・株式のうち、SDGsを主要な要素として選定した投資銘柄の比率は100%です。

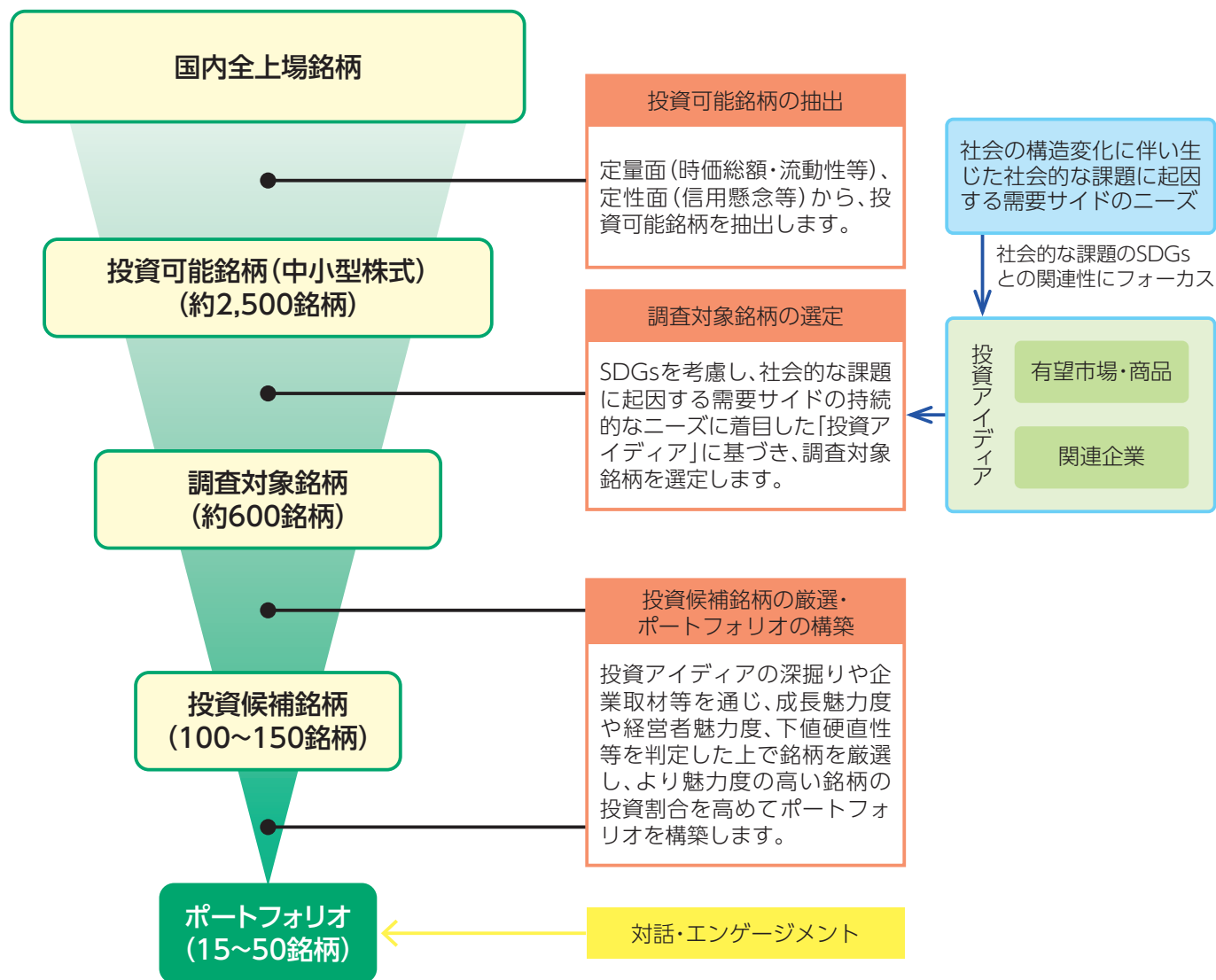
- SDGsを考慮して投資アイデアと投資銘柄を選定することで、SDGsの達成をはじめとした社会的な課題の解決に貢献する日本の中小型銘柄によってポートフォリオを構築します。

### SDGsとは

「SDGs」とは、“Sustainable Development Goals”(持続可能な開発目標)の略で、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指し、2015年9月に国連が採択し、2030年を期限として世界が共通して取り組む目標です。世界が直面する社会・経済・環境の3側面からなる課題解決を17のゴールとし、169のターゲットから構成されています。

# ファンドの目的・特色

## 運用プロセスのイメージ



\* 当ファンドは15~50銘柄程度でポートフォリオを構築することを想定しており、保有する1銘柄あたりの株価変動がファンドの基準価額に大きく影響する場合があります。また、中小型株式に投資する場合は大型株式に投資する場合と比較して流動性リスクおよび信用リスクが大きくなる場合があります。当ファンドの基準価額は株式市場全般の動きから大きく乖離することがあります。

※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

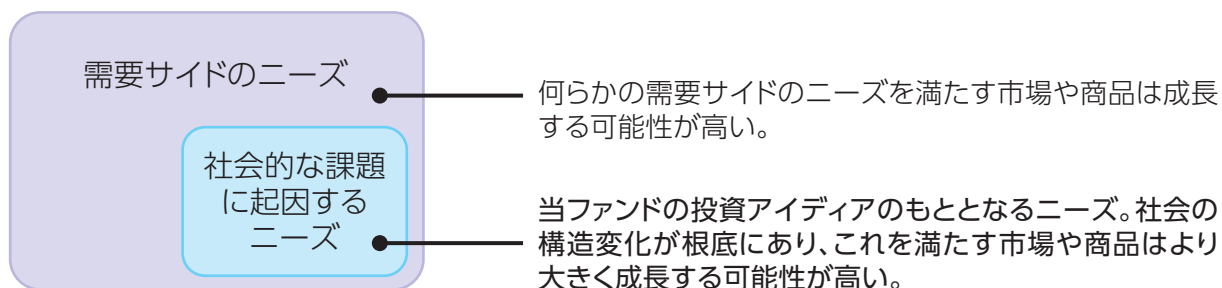
資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 運用プロセスの補足

### 《調査対象銘柄の選定》

- 当ファンドの着目点と投資アイデアについて
  - ・ 当ファンドでは、需要サイドのニーズと、社会の構造変化やそこから生じる「社会的な課題」に着目しています。これは、需要サイドのニーズのうち社会の構造変化に伴い生じた社会的な課題に起因するニーズは長く持続するため、関連する市場や商品は大きな成長を遂げると考えているためです。
  - ・ したがって当ファンドでは、社会的な課題に起因するニーズを発見し、これをもととした投資アイデア(有望市場・商品や関連企業)を参考に調査対象とする銘柄を選定します。
  - ・ また、投資アイデアとなる有望市場・商品や関連企業を選定する際には、社会的な課題とSDGsとの関連性にフォーカスします。



### 《投資アイデア決定の具体例》

- ① 具体的な社会現象(流行や街中の変化等)を観察することによって、その背景にある需要サイドのニーズを導き出します。
- ② 社会の構造変化に対する仮説設定をもとに、さまざまなニーズの中から、社会の構造変化から生じる社会的な課題に起因するものを抽出します。
- ③ ②で抽出したニーズの要因となった社会的な課題のSDGsとの関連性を考慮に入れながら、より強く持続的な成長が期待できる市場や商品、関連する企業を選定し、投資アイデアとします。

### 《投資候補銘柄の厳選・ポートフォリオの構築》

- 投資アイデアの深掘りと成長魅力度の判定
  - ・ より強く持続的な需要サイドのニーズを満たすと考えられる市場・商品は、より成長の確度が高く、その成長幅も大きいものと考えられます。
  - ・ 投資候補銘柄の厳選・ポートフォリオ構築時には、需要サイドのニーズやそれに紐づく社会的な課題をさらに分析(投資アイデアを深掘り)し、より成長魅力度の高い有望市場・商品を特定します。
  - ・ 成長魅力度の高い有望市場・商品の関連企業は、より高い割合で投資を行います。

※上記の運用プロセスは、今後変更になる場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ● 経営者魅力度の判定

- ・ 中小型に分類される株式の企業は、大企業と比較した場合に相対的に経営者のインテンション(意図)や資質が企業の経営やガバナンスに反映されやすく、ときには株価の急落にもつながるという特性があります。
- ・ 経営者に着目し、ガバナンスの観点から経営者自身の利他性や事業・社会的な課題解決への情熱を含めた総合的な信頼性を企業取材を通じて評価することで、その企業の需要サイドのニーズに応える力を見抜き、企業の成長性やその持続性を判断します。
- ・ 特に魅力度が高いと判断した企業は、より高い割合で投資を行います。

〈経営者魅力度の主要な評価ポイント〉

従業員との信頼関係

経営ロジック(頭脳)

利他性

自身や自社が持つ強み弱みの適切な認識

情熱(困難に負けない一貫した意思)

## 《対話・エンゲージメント》

- ・ 当ファンドでは、対話・エンゲージメントを、企業とのコミュニケーションを通じ、相互理解を促進する活動、および相互理解を踏まえて解決すべき課題について議論を行い、結果を出していく活動と位置づけ、これを重視しています。
- ・ 中小型に分類される株式の企業では、経営者のカリスマ性によって組織が保たれている場合や、企業理念や成長ドライバー(原動力)に関する情報発信に拡充の余地がある場合など、企業価値向上に向けた取組みが不十分な企業も多く見られます。
- ・ 当ファンドの投資先企業は、優れた経営者が存在し、ガバナンス面を含めた評価ができる(経営者魅力度が高い)ものの、対話・エンゲージメントによってさらに市場評価を向上させることが可能であると考えています。

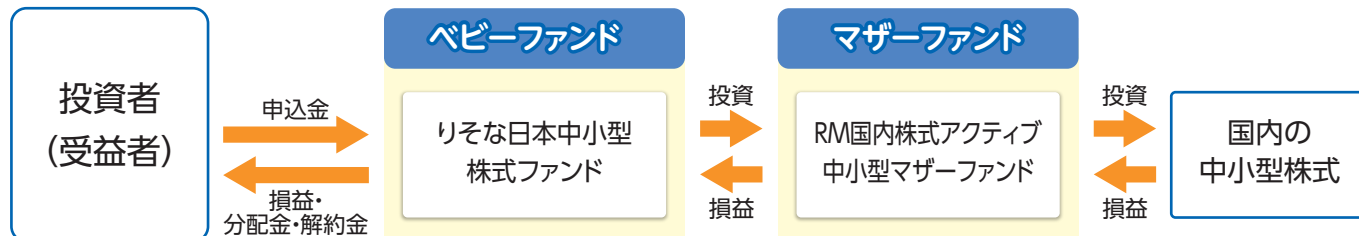
※上記の運用プロセスは、今後変更になる場合があります。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの仕組み

当ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



## ■ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## ■ 分配方針

原則、毎年6月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

市場リスク	株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
信用リスク		実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。
流動性リスク		時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

なお、当ファンドは15～50銘柄程度でポートフォリオを構築することを想定しており、保有する1銘柄あたりの株価変動がファンドの基準価額に大きく影響する場合があります。また、中小型株式に投資する場合は大型株式に投資する場合と比較して流動性リスクおよび信用リスクが大きくなる場合があります。当ファンドの基準価額は株式市場全般の動きから大きく乖離することがあります。

加えて、当ファンドはSDGsを考慮して投資アイデアと投資銘柄を選定するため、中小型株式に投資を行う一般的な株式ファンドと比較し、投資可能な銘柄群は少なくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。



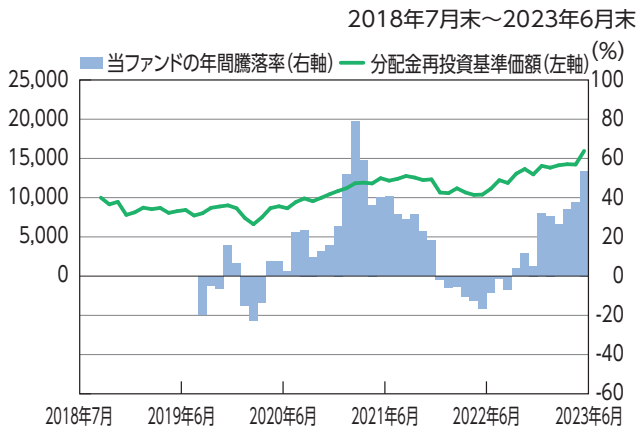
## リスク管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。

※上記体制は2023年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 〔参考情報〕

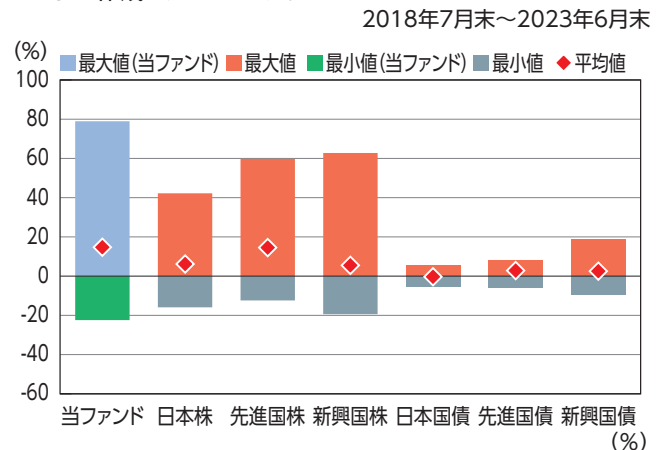
### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。  
\* 年間騰落率は、2019年9月から2023年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	79.0	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	18.5
最小値	△22.5	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△9.4
平均値	14.6	6.0	14.5	5.3	△0.4	2.8	2.3

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
\* 2018年7月から2023年6月の5年間(当ファンドは2019年9月から2023年6月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
\* 決算日に対応した数値とは異なります。  
\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

#### 各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX、配当込み)  
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)  
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
日本国債・・・NOMURA-BPI国債  
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債・・・JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)  
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数(TOPIX、配当込み)

東証株価指数(TOPIX、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

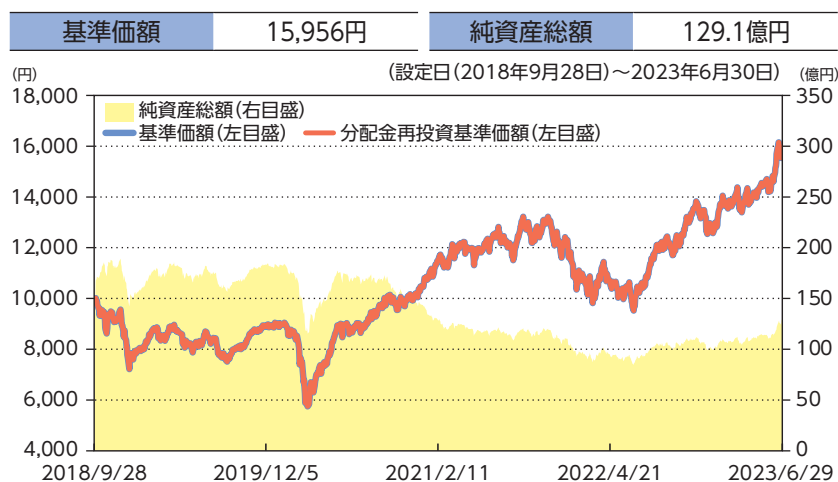
#### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI—EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。  
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2019年6月25日	0円
2020年6月25日	0円
2021年6月25日	0円
2022年6月27日	0円
2023年6月26日	0円
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

### ■ ポートフォリオの状況

資産	組入比率
株式	95.8%
先物・ETF	-
現金等	4.2%
合計	100.0%

### ■ 組入上位業種

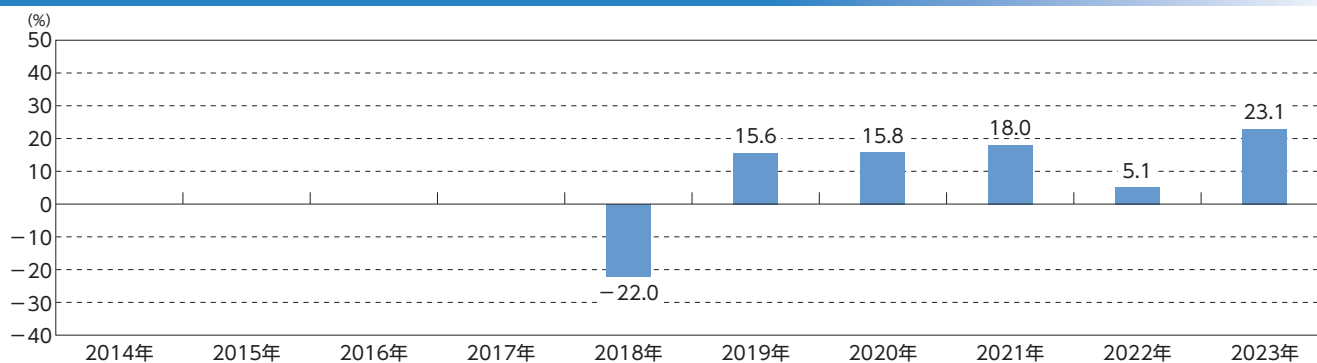
	業種	組入比率
1	情報・通信業	29.8%
2	サービス業	16.3%
3	卸売業	10.3%
4	化学	7.6%
5	電気機器	6.1%

### ■ 組入上位銘柄

	銘柄名	業種	組入比率
1	円谷フィールズホールディングス	卸売業	6.8%
2	IPS	情報・通信業	4.7%
3	ユーグレナ	食料品	4.6%
4	M&A総研ホールディングス	サービス業	4.4%
5	SREホールディングス	不動産業	4.0%
6	シンプレクス・ホールディングス	情報・通信業	3.7%
7	IDEC	電気機器	3.6%
8	GMOインターネットグループ	情報・通信業	3.4%
9	サスマド	情報・通信業	3.1%
10	ビーウィズ	サービス業	3.0%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。  
※業種は東証33業種の分類を基準としています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにベンチマークはありません。  
※2018年9月28日が設定日のため、2017年以前の実績はありません。2018年は9月28日から12月末までの騰落率です。2023年は6月末までの騰落率です。  
※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いいたします。
申込締切時間	原則として、購入・換金のお申込みについては、各営業日の午後3時までに受け付けた分(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日のお申込み分として取扱います。
購入の申込期間	2023年9月27日から2024年3月26日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所等における取引停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みを取消することがあります。
信託期間	無期限(2018年9月28日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき。</li><li>● 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。</li><li>● やむを得ない事情が発生したとき。</li></ul>
決算日	年1回決算 6月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ※ファンドには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があるため、詳しくは販売会社にご確認ください。
信託金の限度額	500億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="https://www.resona-am.co.jp/">https://www.resona-am.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)の適用対象です。配当控除の適用があります。益金不算入の適用はありません。 ※2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 税法が改正された場合などには、変更となる場合があります。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	購入価額に <b>2.2% (税抜2.0%) を上限</b> として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にご確認ください。	購入時手数料は、商品や関連する投資環境の説明・情報提供等、および購入に関する事務コストとしての対価です。	
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に <b>0.3%</b> を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して、 <b>年率1.98% (税抜1.80%)</b> を乗じて得た額とします。 信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。 $\text{信託報酬} = \text{日々の純資産総額} \times \text{信託報酬率}$		
運用管理費用の配分	支払先	配分(税抜)	主な役務
	委託会社	年率0.885%	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
	販売会社	年率0.885%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.030%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※運用管理費用の配分には、別途消費税等相当額がかかります。

その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査法人に支払うファンドの監査費用は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。</li> <li>有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は、証券会社等に都度支払われます。</li> <li>信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は都度支払われます。</li> </ul> 上記、その他の費用・手数料にかかる消費税等相当額も含まれます。 これらその他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。
------------	--

※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

### 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]、未成年者少額投資非課税制度[愛称:ジュニアNISA]をご利用の場合  
少額投資非課税制度[NISA(ニーサ)]は、少額上場株式等に関する非課税制度です。  
NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※2024年1月1日以降は、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※上記は2023年6月末現在のものです。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



<メ モ>

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

<メ モ>

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

